

2020年1月8日

企業会計基準委員会 御中

株式会社プロネクサス

開示・教育支援事業部 ディスクロージャー相談第2部

企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」に対する意見

2019年10月30日に公表されました企業会計基準公開草案第68号「会計上の見積りの開示に関する会計基準（案）」（以下「本公開草案」）に関するコメントについて、当社開示・教育支援事業部 ディスクロージャー相談第2部は、以下のとおり意見を取りまとめましたので提出いたします。

質問5

【コメント】

本公開草案第7項において、以下の様に提案されている。

第5項に基づき識別した項目のそれぞれについて、前項に基づき注記した項目名に加えて次の事項を注記する。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額

(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(1)及び(2)の事項の具体的な内容や記載方法（定量的情報若しくは定性的情報、又はこれらの組み合わせ）については、第4項の開示目的に照らして判断する。

⋮

また、第8項において、以下の様に提案されている。

前項(2)の「会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」として第4項の開示目的に照らして注記する事項には、例えば、次のようなものがある。

(1) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

(2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

(3) 翌年度の財務諸表に与える影響

つまり、本公開草案においては、注記事項として、第7項の「(1) 当年度の財務諸表に計上した金額」は必須であるが、第8項の「(2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」は、第7項の「(2) 会計上の見積りの内容について財務諸表利用者の理解に資するその他の情報」の例示として提案されている。

一方、開示府令第三号様式記載上の注意「(12) 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」で準用する第二号様式記載上の注意 (32)a(g)においては、「連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについて、当該

見積り及び当該仮定の不確実性の内容やその変動により経営成績等に生じる影響など、「第5 経理の状況」に記載した会計方針を補足する情報を記載すること。ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる。」とされており、例示項目ではなく、必須記載項目とされており、公開草案と開示府令で必須記載項目の範囲が異なる。

開示府令においては、「ただし、記載すべき事項の全部又は一部を「第5 経理の状況」の注記において記載した場合には、その旨を記載することによって、当該注記において記載した事項の記載を省略することができる」とされているため、公開草案においても、第8項の「(2) 当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」を必須記載項目とすることが適切であると考ええる。

【理由】

本公開草案において、例示項目となっている「当年度の財務諸表に計上した金額の算出に用いた主要な仮定」が、開示府令においては「当該仮定の不確実性の内容」が必須記載項目とされており、本公開草案より記載範囲が広く、記載範囲が不一致になっている。

「経理の状況」において記載していない事項は、「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」において記載することになり、有報の中で記載する必要があること、また、「見積りの仮定」は財務諸表を作成するためのものであることを鑑みると、本公開草案と開示府令の記載範囲を一致させることが適切であると考ええる。

以上